実質赤字比率(じっしつあかじひりつ)

一般会計における赤字の程度を指標化し、財政運 営が深刻かどうかを判断するものです。15%以上 で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体と なります。

連結実質赤字比率(れんけつじっしつあかじひりつ)

実質赤字比率を、介護保険事業などの特別会計や 水道事業などの公営企業会計を含めた全会計に適 用したものです。20%以上で財政健全化団体に、 40%以上で財政再生団体となります。

将来負担比率(しょうらいふたんひりつ)

したところ、平成20年度決

ところ、羽幌町の財政状況は右表のとおりいずれも早期健全20年度決算額を基に健全化判断比率及び資金不足比率を算定

Iりました。将来負担比率の減少は、羽幌町の財政状況は右表のとおりい

地方債の現在高

化基準を下回りました。 の減少によるものです。

しか

羽幌町の財政状況が厳しいことに変わりはなく

引き続

財政健全化に取り組んでいきます。

き行財政改革を進め、

地方債の残高をはじめ、一般会計等(普通会計)が 将来負担すべき実質的な負債を指標化し、将来財 政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので す。350%以上で財政健全化団体となります。

用語の解説

実質公債費比率(じっしつこうさいひひりつ)

一般会計等が負担する元利償還金(借金返済額)を 合算して指標化したものです。

この比率が18%を超えると地方債を発行する際に 国の同意ではなく、許可が必要になります。また、 25%以上になると財政健全化団体となり一部の地 方債の発行が、35%以上になると財政再生団体と なり多くの地方債の発行が制限されます。

資金不足比率(しきんふそくひりつ)

水道事業や下水道事業など公営企業会計の資金不 足を料金収入などの事業規模と比較して指標化し、 経営状況の深刻度を示すものです。20%以上で経 営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を 図る計画を策定しなければなりません。

健全化判断比率

羽幌町		日期は合ル甘油	財政再生基準
平成20年度	平成19年度	7 千期健主化基华 	,
-	-	15.0%	20.0%
-	-	20.0%	40.0%
16.5%	16.4%	25.0%	35.0%
52.4%	76.0%	350.0%	
	平成20年度 - - 16.5%	平成20年度 平成19年度 - - - - 16.5% 16.4%	平成20年度 平成19年度 - - - - 16.5% 16.4% 25.0%

※赤字でないものは、「-(該当なし)」で表示しています

■ 資金不足比率

八尚久世	羽巾	奴尚婦人ル甘淮	
公営企業	平成20年度	平成19年度	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	20.0%
下水道事業特別会計	_	-	20.0%
簡易水道事業特別会計	_	-	20.0%



平成 21 再生等の計画策定が義務付けに 年4月から早期健全化及び

標です。 公表する 政の健全度を判断し この数値から町財 のは次の5つの指 ます。

②連結実質赤字比 ⑤資金不足比率 ④将来負担比率 ③実質公債費比率

標をまとめて、健全化判断このうち ~ の4つの指 比率」とい 11 ます。

る必要があります。

ĸ 全化基準以上となった場合 定める必要があります。 ある場合は財政再生計画を 画を、財政再生基準以上でである場合は財政健全化計 健全化判断比率の た つでも早期健全化基準以上 資金不足比率が経営健 経営健全化計 :画を定め うち、

実質赤字比

率

の財政の健全化に関する法律」の規定により、 さんへ現在の羽幌町の財政状況を新しい指標に基づきお 知らせするものです。 平成20年度決算に基づく財政健全化の指標を公表します。 平成20年4月から施行された「地方公共団体 町民のみな

この指標は、



※資金不足とならなかったものは、「-(該当なし)」で表示しています